

留置番号

## 携 帯 品 留 置 証

平成 年 月 日

殿

税関長印

関税法第 86 条第 1 項の規定により、貴殿の下記携帯品を留置しました。

記

包装の種類	品 名	個 数	数 量	備 考
留置の理由				

- (注意) 1 . 上記物件は留置の日から 4 月を経過したときは、公売又は売却されます。  
2 . 上記物件の留置の事由が消滅したときは、返還をうけることができますが、  
その場合には、留置に要した費用を納付しなければなりません。

(規格 A 4 )